

1月4日受付分から申請台数上限を8台⇒無制限に変更となりました

令和5年度 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 公募説明

<概要説明版>

令和5年5月

一般財団法人 環境優良車普及機構



本公募概要説明資料について

- 本説明資料は申請のポイントや注意して頂きたい内容を掲載しています。
- 詳細は、ホームページに掲載している公募要領をご覧ください。
- 申請書類はホームページの申請書類ダウンロードページからダウンロードしてご使用ください。
- 記載要領は各々の申請書ダウンロードページに掲載していますのでご参照ください。
- ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

(本件に関する問い合わせ先)

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業

電話： **03-5341-4577** FAX：03-5341-4578

E-Mail： hojokin@levo.or.jp

令和5年5月29日

一般財団法人 環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の交付決定を受け、機構が管理・運用する補助金を活用して、トラック輸送における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的として、低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業者に対して補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、公募要領に記載するとおりですので、**応募される方は、公募要領を熟読のうえ**、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）交付規程令和5年5月24日環執行第5-008号）（以下「交付規程」という。）に従って**手続きを行っていただくようお願いいたします。**

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業を支援することにより、トラック輸送においてエコドライブを含む燃費改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築することにより二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。



- 事業の実施によりエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書（燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果の実績把握）の提出をしていただくことになります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要です。



ステッカー

- これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては、交付決定を解除することもあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 申請者の条件（補助対象事業者）

昨年度と変更なし

4/27

- ・ 本補助金を受けることのできるのは、以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

- ① 中小企業(資本金3億円以下 又は 従業員数300人以下)の運送事業者

ア 一般貨物自動車運送事業者

イ 特定貨物自動車運送事業者

ウ 第二種貨物利用運送事業者

- ・ ② 上記①に貸渡す自動車リース事業者

これらの書類で
判定します

【提出資料】

※資本金・従業員数については、
申請書に添付された左記資料
(直近のもの)により判定します。

- ①「事業報告書」表紙コピー
(受付印が明瞭であること)

- ②事業概況報告書
(第1号様式) コピー
または

- ③従業員数が記載された「貨物
自動車運送事業実績報告書」
(第4号様式) コピー
(受付印が明瞭であること)



受付印が白黒コピーでは見えないときは、濃いめのカラーコピーで出力してください。

【①事業報告書表紙】

※多くの運送事業者が使用している事業報告書の表紙
ただし、特定貨物自動車運送事業者は提出しない。

貨 物	事業番号 令和 年 月 日
------------	--

車検証の使用者

事業者の名

代表者の名

住 所

提出先	国土交通大臣 殿 中国運輸局長 殿	
-----	---	--

(提出先該当欄に○印を記入すること。)

一般貨物自動車運送事業事業報告書

貨物利用運送事業事業報告書

令和 年 上・下・全期

年 月 日から 年 月 日まで

直近年度

事 業 種 類	
一般貨物(特別組合せ・有)	鉄 軌 道 車
一般貨物(特別組合せ・無)	自 動 車 運 送 車
貨物利用運送事業	そ の 他 運 送 車

支局・トラック協会の受付印

支局・トラック協会の受付印
 6.14

(事業種類の該当欄に○印を記入すること。)

【②事業概況報告書】

第 1 号様式

第 1 号様式（第 2 条関係）（日本工務院規程 A 附 4 案）

事業年度等 _____

事 業 概 況 報 告 書

あて
年 月 日から 年 月 日まで

使用者の確認

①
②

代表者(役職名及び氏名)
姓 名 氏 名

法 定 代 理 人 _____ 申請者名 _____

資本金の額又は出資の総額	千円	発行済株式総数	株
--------------	----	---------	---

主な株主（所有株式数の多い順に 6 名を記載すること）

株 主 名	発行済株式総数に対する割合 (%)

役 員 _____ 申請者名 _____

役 職 名	氏 名	実働労働日の別
取締役（常任）等		
会計参与		
監査役（監事）等		

経営している事業

事 業 の 名 称	従業員数 (人)	営 収 入 (千円未満)	
		構 成 比 率 (%)	
合 計			100%

備考

- 従業員数は、給与支払の対象となった月別実働人員（臨時雇用員にあつては、そのうち 1 人以上でかつ 1 年以上の勤務期間を経過したものにのみ算入）をもとに算定するものとする。
- 当社は（平成 17 年法律第 66 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券発行者会社にあつては、「監査役」を「執行役員」とするとす。

【③貨物自動車運送事業実績報告書】

第 4 号様式

第4号様式（報告義務）（日本貨物自動車運送協会）

区分	一般
	普通 利用 特定

事業報告番号	
--------	--

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

車検証の使用者

住 所

事業報告者

代表者名

電話番号

①

事業報告者（ ）	年3月31日現在	所	従業員数	運転者数	人
----------	----------	---	------	------	---

事業内容（前年4月1日から3月31日まで）

・ アパートによる引越輸送	・ 冷凍、冷蔵
・ 高層ビル指定区域における貨物物品等輸送	・ 部外、
・ 国際線とコンテナ輸送	・ 引越輸送
・ コンテナリフトと牽引車による先コンテナリフト輸送	・ その他（ ）
・ 危険物等輸送	

①から大企業ではない
ことを判断

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）	輸送トン数 (トン)	利用貨車 (トウ)	営業収入 (千円)
-----------------------	---------------	--------------	--------------

延長貨車利用時間 (日数)	延長貨車利用時間 (日数)	走行キロ (千キロ)	営業キロ (千キロ)	輸送トン数 (トン)	利用貨車 (トウ)	営業収入 (千円)
------------------	------------------	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------

北海道						
-----	--	--	--	--	--	--

東北						
----	--	--	--	--	--	--

関東甲信						
------	--	--	--	--	--	--

中部						
----	--	--	--	--	--	--

近畿						
----	--	--	--	--	--	--

中国						
----	--	--	--	--	--	--

四国						
----	--	--	--	--	--	--

九州						
----	--	--	--	--	--	--

沖縄						
----	--	--	--	--	--	--

全国計						
-----	--	--	--	--	--	--

乗客統計（前年4月1日から3月31日まで）	乗客統計件数	乗客数	乗客数
-----------------------	--------	-----	-----

交通事件件数	重大交通事故件数	死傷者数	負傷者数
--------	----------	------	------

備考 1. 以上の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2. 従業員数は、事業報告者本人を除く。若しくは当該事業に就業している人数及び派遣部門に就業している従業員のうち当該事業分として必要な数により配分した人数とし、兼勤と数値を合算するものとする。

3. 危険物輸送とは、日本貨物自動車運送協会が定める「危険物輸送規則」(昭和37年11月1日)の「運送貨物等」をいう。

4. 輸送実績については、前年4月1日から前年3月31日まで、当該貨物自動車運送事業報告者の事業報告期間に属する期間とし、輸送トン数は、輸送トン数(利用貨車)については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において(行方不明)の貨物自動車運送事業報告期間に属する期間とする。

5. 交通事故とは、運送交通法(昭和23年法律第169号)第2条第1項の交通事故をいう。

7. 重大交通事故は、自動車事故報告制度第2条の事故をいう。

支局・トラック協会の
受付印

受付印

3. 補助対象車両の条件

昨年度と変更なし

- (1) 補助対象となる車両は **緑ナンバー**（事業用自動車）です。
自家用自動車（白ナンバー）は補助対象外です。
- (2) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。
※装置への補助金であるASV（先進安全自動車:Advanced Safety Vehicle）等は併用可能です。
- (3) 申請日までに**決済されない手形や、割賦**といった購入形態は**補助対象となりません。**
- (4) 申請者は補助対象車両の自動車検査証上の「所有者」（リースの場合はリース事業者）です。
買取りの場合は、「所有者＝使用者」が申請要件となります。
- (5) 補助金を受けて購入した車両は、**処分制限期間（法定耐用年数※）の期間について保有義務が生じます。**

※処分制限期間 最大積載量2トン超：4年、最大積載量2トン以下：3年

※リースの場合、リース期間は

最大積載量2トン超：48か月以上、最大積載量2トン以下：36か月以上

**車両の保有義務は
4年または3年**

その間に売却・合併等で**所有者（リースの場合は使用者）を変更する場合は、原則として、補助金を返還**していただくことになります。

その他

本要領に定めのない事項について機構は、関係省庁と協議を行い補助対象事業者に対し、その見解を示すこととします。

4. 補助対象車両

赤破線内の排出ガス識別記号が対象

「平成28年排出ガス基準に適合」し、かつ「2015年度燃費基準を+5%以上（小型車、中型車は+10%以上）達成」しているGVW3.5t超の営業用車両で、令和5年4月1日～令和6年1月31日の間に新車新規登録された事業用トラック

車型区分（車両総重量）	補助対象となる排出ガス規制識別記号
小型 （3.5t超～7.5t以下）	「2RG」「2TG」
中型 （7.5t超～12t以上）	
大型 （12t超）	「2PG」「2RG」「2TG」

ご注意！！
中型車の2PGは対象外です

排出ガス規制識別記号

区分			2015年度燃費基準			
			達成	+5%以上 ～+10%	+10%以上 ～+15%	+15%以上
小型車 GVW3.5t超 ～7.5t	H28#	適合	—	2PG ×	2RG	2TG
				2KG ×	2RG	2TG
				2KG ×	2PG	2TG
大型車 GVW12t超	H28#	適合	2KG ×	2PG	2RG	2TG

令和5年4月1日から
令和6年1月31日までに
新車新規登録された車両

自動車検査証

令和5年 月 日 運輸支局長

令和5年 月 普通 貨物 事業用

軽油

2[2]

OB検査対象、NOx・PM適合、SLD付、平成28年
騒音N3C2A 89dB 1,275rpm (旧) 1,275rpm
マフラー加速適用車、燃料タンク1個 400L
保安基準適用日 その他

自動車検査証記録事項

111210000001

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号 札幌 300 お 9999

車台番号 R 5-DSG-01001

登録年月日 令和5年5月10日 初年度登録年月 令和3年5月 有効期限の満了日 令和6年5月9日

運輸 太郎

[13020 0330]

[213]

補助対象型式・登録日・車両総重量を申請前に
自動車検査証でご確認ください。

5. 令和5年度 補助金額（廃車有り と 廃車無し で補助金額が違います）

7/27

<参考：ディーゼルトラックの基準値>

車型区分 (車両総重量)	2015年度燃 費基準	基準額(万円)		備考 排出ガス規制識 別記号
		廃車有	廃車無	
大型 (12t超)	+10%以上	75	50	2TG 2RG
	+5%以上 10%未満	50	37.5	2PG
中型 (7.5t超～12t以下)	+10%以上	42	28	2TG 2RG
小型 (3.5t超～7.5t以下)	+10%以上	15	10	2TG 2RG

大型の補助金は、「2TG-」「2RG-」
と「2PG-」では異なりますので、ご注意
ください。

排出ガス規制識別記号

登録年月日

2025年重量車燃費基準達成車は一律+5万円となります。
その場合、販売店が発行する「2025年重量車燃費基準達
成証明書」の添付が必要となります。

自動車検査証

令和5年 月 日

令和5年 月 日

型式

原動機の型式

2[2]人

OBD検査対象、NOx・PM適合、SLC

騒音N3C2A 89dB 1,275rpm (II) 1,275rpm

マフラー加速適用車、燃料タンク1個 400L

保安基準適用日

その他

B

自動車検査証記録事項

111210000001

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号 札幌 300 23 9999

車台番号 R3 -DSG-00001

登録年月日/交付年 令和 3年 5月 10日 初度登録年月 令和 3年 5月 有効期限の満了日 令和 6年 5月 9日

2. 使用者情報

使用者の氏名 太郎

使用者の 馬区貫井 口口 [13020 0330]

補助対象型式・登録日・車両総重量を申請前に
自動車検査証でご確認ください。

型式 CBA-R35 原動機の型式 VR38

6. 廃車要件

補助対象車両の導入にあたり、廃車を伴う場合には、以下の7つの要件を満たす必要があります。

- 1) 廃車する車両が導入する低炭素型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの
(下表)

廃車車両		導入車両
大型	≥	大型、中型または小型
中型	≥	中型または小型
小型	=	小型

中型車
大型

- 2) 初度登録が平成25年度（平成26年3月31日登録）
但し、CNG・LPG・ハイブリッドトラックを除く。

- 3) 令和5年4月1日～令和6年1月31日までに廃車
※上記期間内であれば、新車導入の前でも後でも構いません

- 4) 廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業
していたもの

- 5) 廃車日の6か月前の期日における自動車検査証が有効

- 6) その有効期間内において一定の走行を行ったもの。
(特種車：5000km/年、普通車：3000km/年、小型車（4ナンバー）：3000km/年)
※距離が不足している場合は、お問い合わせください

- 7) 所有者名が新車登録する車両の所有者と同一であること。
但し、以下の場合は、所有者が同一とみなす。
a) 運送事業者が所有する車両を廃車し、リースにより新車を導入した場合
(右表ケースⅠ)
b) 廃車する車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名(リース
導入の場合は使用者名)が同一の運送事業者の場合(右表ケースⅡ)

※ケースⅢ～ケースⅥは対象外です。

要件:

＜買取の場合＞

「申請者(所有者=使用者)は、廃車車両の所有者及び使用者、または使用者と同一のこと」

＜リースの場合＞

「使用者は、廃車車両の所有者及び使用者、または使用者と同一のこと」



新規登録車両		廃車車両	判定
＜買取＞	＜リース＞		
A運送会社	リース会社	A運送会社	OK
A運送会社	A運送会社	A運送会社	
A運送会社	リース会社	親会社・関連会社等 リース会社 販売会社	OK
A運送会社	A運送会社	A運送会社	

対象外	ケースⅢ	所有者	親会社・関連会社等	リース会社	A運送会社	NG
		使用者	A運送会社	親会社・関連会社等	A運送会社	
	ケースⅣ	所有者	親会社・関連会社等	リース会社	親会社・関連会社等 リース会社 販売会社	NG
		使用者	A運送会社	親会社・関連会社等	A運送会社	
	ケースⅤ	所有者	親会社・関連会社等	リース会社	親会社・関連会社等 リース会社 販売会社	NG
		使用者	親会社・関連会社等	親会社・関連会社等	A運送会社	
	ケースⅥ	所有者	販売会社		親会社・関連会社等 リース会社 販売会社	NG
		使用者	A運送会社		A運送会社	

6. 廃車が有る場合の必要書類

9/27

以下の廃車要件を確認するために、

登録事項等証明書（現在記録と保存記録のセット）」のコピー
自動車リサイクルシステム」の検索画面コピー

を添付してください。

- ①初年度登録年月日が補助要件（平成25年度以前）を満足しているか？
- ②廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたか？
- ③廃車日の6ヶ月前の期日における自動車検査証が有効か？
- ④廃車日の6ヶ月前の期日において一時抹消されていないか？
- ⑤その有効期間内において一定の走行を行っているか？
- ⑥所有者名（リースは使用者名）が新車登録する車両の所有者（リースは使用者名）と同一か？



コピーでOKです

番号 00070 登録事項等証明書 現在記録

自動車登録番号 100 か 15 PS55VZ-50

所有者の氏名又は名称 株式会社 運輸

所有者の住所 9-1

使用者の氏名又は名称

使用者の住所

使用の本拠の位置

登録年月日/交付年月日 令和4年5月29日 平成25年6月29日

三式 型 式 原動機の型式 [318]

LKGPSS55VZ 自動車の種類 用途 事業用 車両の型式 6R10

構造 貨物 事業用 キャブオーバー

乗車定員 最大積載量 車両重量 車両長さ

2人 幅 高さ 1370mm 1120mm

1199mm 249mm 349mm 3280mm 2310mm

有効期限の満了日 請求に係る自動車登録番号又は車台番号

令和 3年 6月 28日 100 か 15

上記の通り相違ないことを証明します。 令和5年5月27日 運輸支局長

番号 00070 登録事項等証明書 保存記録 (1/1)

自動車登録番号 100 か 15 PS55VZ-50

登録年月日 登録の種類 項目 登録事項等の内容

平成25年6月29日 1 新車登録 受理番号 00165
所有者住所 株式会社 運輸
受理番号 00170
所有者氏名 株式会社 運輸
所有者住所 9-1
受理番号 00200
受理番号 00069

令和5年6月23日 1 一時抹消登録 受理番号 00200
令和5年6月29日 1 解体等に係る届出 受理番号 00069
移動報告番号 令和5年6月27日 1
届出支局等 以下余白

自動車リサイクルシステムで廃車日がわかるので、解体届け出の記録が無くてもOKです

現在記録

保存記録

自動車リサイクルシステム

車両状況照会 > 検索結果 (該当あり) (VD1S0020)

1. 使用済自動車の処理状況 (以下は、2023年6月23日 現在の情報)

<車両の情報>

車名	車台番号
登録番号/車両番号 '687	リサイクル番号 (移動報告番号)
フロント懸架 (注) 有	エアバグ懸架
解体報告記録日 2023年6月4日	

(注) フロン類「無」は自リ法対象外冷媒も含まれます。

<処理の情報>

※処理工程の画像又は引取日・引渡日の文字をクリックすると各処理工程の

引取日	引渡日	引取日	引渡日	引取日
2023年 5月16日	2023年 5月27日	2023年 5月27日	2023年 6月4日	2023年 6月4日
引取工程	引取工程	フロント類回収工程 (フロン類)		解体 (工)

ご照会の使用済自動車は、全ての処理を終えました。

リサイクルシステム「画面印刷」

7. 受付期間・台数・予算

10/27

受付期間	1事業者あたりの台数	予算額
令和5年5月29日(月) ┆ 令和6年1月31日(水)	無制限 8台 4台	約28億円

1月4日受付分から
申請台数上限を撤廃

留意事項

申請に係る審査は、申し込み順に行います。

- 予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から令和6年1月31日（水）までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。
また、予算残額を超える申請があった場合には、初めての事業者を優先して抽選により補助事業者を決定します。

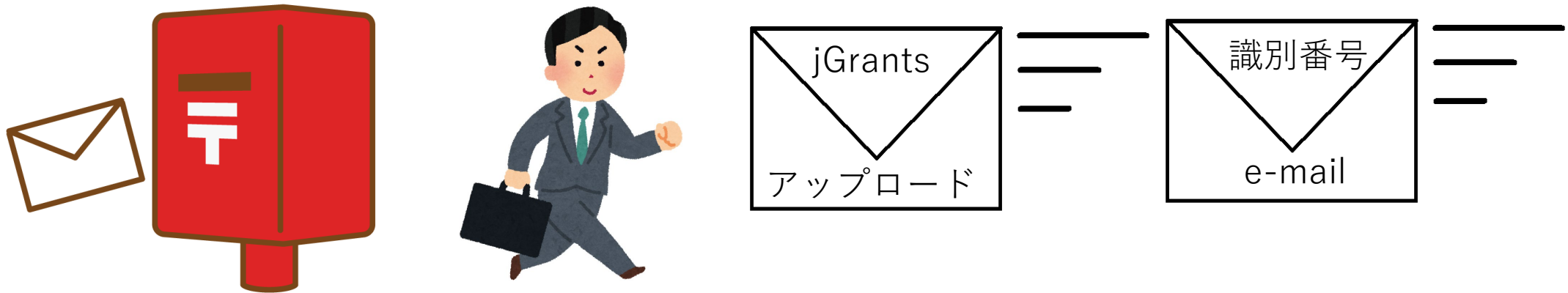
- 受付状況は、機構のホームページで公表いたします。

8. 申請方法

昨年度と変更なし

11/27

- 郵便(締切り当日消印有効)
- 信書便(締切り当日受付印有効)
- お持ち込み(土日、祝祭日を除く、午後5時まで)
- jGrants(補助金申請システム、締切り当日まで受付)
- 電子メールによる申請(識別番号が必要、締切り当日到着メールまで受付)



9. 識別番号を使用した電子メール申請方法



令和3年度から追加になりました

「識別番号発行依頼書」

- 電子メールによる申請の場合、機構から付与された識別番号の記載が必要となります。識別番号により、申請責任者(責任者&担当者)を明確にすることができるので、電子メール申請の場合には、代表者押印を省略することができます。
- 初めて電子メール申請する場合、申請前に「識別番号発行依頼書」を機構へメールで送ります。
※既に識別番号を付与されている場合は、その識別番号をご使用ください。
- 機構は「識別番号発行依頼書」の内容を確認し、識別番号をメールで返信します。
- 以降、電子メールで申請する際には、データシートに識別番号を記載し、発行依頼書に記載されたメールアドレスから申請することにより、代表者押印が省略できます。(ご注意!! 捨て印が無いので、不備があれば差し替えとなります。)

令和3年度 低炭素型データセンターラック普及促進事業電子メール申請時の識別番号発行依頼書										発行依頼書送付先 hojokin@levo.or.jp		申請日 2021/6/24	
※令和3年度の「低炭素型データセンターラック普及促進事業」申請を電子メールで行うため、識別番号の発行をお願いします。LEVOは半自治体機関で、識別番号を承認したものを送付します。													
※番号を付与する場合は、以下の対応をお願いします。													
1. 申請は、電子メールで申請書から申請データシートに記入された申請者のメールアドレスから申請用メールアドレスへ送信をお願いします。													
2. 申請書の添付を必ず行ってください。申請書添付がない場合は、申請書の添付を促すことになります。													
3. 様式第1に識別番号を記載して、全ての申請書もPDF化し、1つのファイル(PDFまたはZIPファイル)にして送付ください。													
4. ファイル名の先頭に識別番号を付記してください。													
申請用メールアドレス denshi@levo.or.jp													

申請書類ダウンロードページに掲載してあります。

申請者

初回申請前作業

「識別番号発行依頼」メール

機構

hojokin@levo.or.jp

「識別番号発行」メール

省略!

①データシートに「識別番号」を入力

申請作業

②申請書類をPDF化して1つのファイルにまとめる。

③ファイル名の先頭に識別番号を付す。

④電子メール申請受付専用メールアドレスへメール送信する

③「識別番号」+ファイル名

PDF

②

①

④

申請

データシート(※後述)も添付ください

④電子メール申請受付専用メールアドレス
denshi@levo.or.jp

13/27

- 手順4** チラシアップ：電子メール申請書（@Chanto申請書）2号台に印、申請書類にこのURLをアドレスと入力してください。

→ 申請書に記入、印刷後、市役所へ提出。印刷後、申請書類は必ず市役所へ提出してください。

→ 申請書（2205/22）の右上に貼る（印刷）で記入ください。記入は間違いありません。

印刷番号	22245	印刷番号発行部にて発行された番号を印刷してください。	申込者（印刷）欄は印刷番号を記入
資料の申請内容	→ 資料の申請番号を申請内容に記入してください。発行した申請番号を記入してください。	→ 申請番号を印刷	
申請内容（住所）	→ 申請内容に住所を記入してください。	→ 申請内容に住所を記入してください。	
申請内容（年齢）	→ 申請内容に年齢を記入してください。	→ 申請内容に年齢を記入してください。	
申請内容（性別）	→ 申請内容に性別を記入してください。	→ 申請内容に性別を記入してください。	
申請内容（職業）	→ 申請内容に職業を記入してください。	→ 申請内容に職業を記入してください。	
申請内容（収入）	→ 申請内容に収入を記入してください。	→ 申請内容に収入を記入してください。	
申請内容（家族）	→ 申請内容に家族を記入してください。	→ 申請内容に家族を記入してください。	
申請内容（その他）	→ 申請内容にその他を記入してください。	→ 申請内容にその他を記入してください。	

→ 申請内容に住所を記入してください。

→ 申請内容に年齢を記入してください。

→ 申請内容に性別を記入してください。

→ 申請内容に職業を記入してください。

→ 申請内容に収入を記入してください。

→ 申請内容に家族を記入してください。

→ 申請内容にその他を記入してください。

このURLを、申請書の右上の「印刷」欄に記入してください。

→ 申請書に記入、印刷後、市役所へ提出。印刷後、申請書類は必ず市役所へ提出してください。

→ 申請書（2205/22）の右上に貼る（印刷）で記入ください。記入は間違いありません。

→ 申請番号を印刷

→ 申請内容に住所を記入してください。

→ 申請内容に年齢を記入してください。

→ 申請内容に性別を記入してください。

→ 申請内容に職業を記入してください。

→ 申請内容に収入を記入してください。

→ 申請内容に家族を記入してください。

→ 申請内容にその他を記入してください。

申請書印刷（印刷）の申請書は必ず市役所へ提出してください。

→ 申請書に記入、印刷後、市役所へ提出。印刷後、申請書類は必ず市役所へ提出してください。

→ 申請書（2205/22）の右上に貼る（印刷）で記入ください。記入は間違いありません。

→ 申請番号を印刷

→ 申請内容に住所を記入してください。

→ 申請内容に年齢を記入してください。

→ 申請内容に性別を記入してください。

→ 申請内容に職業を記入してください。

→ 申請内容に収入を記入してください。

→ 申請内容に家族を記入してください。

→ 申請内容にその他を記入してください。

[illegible]

電子申請時の データ入力シート について



令和4年度から追加しました

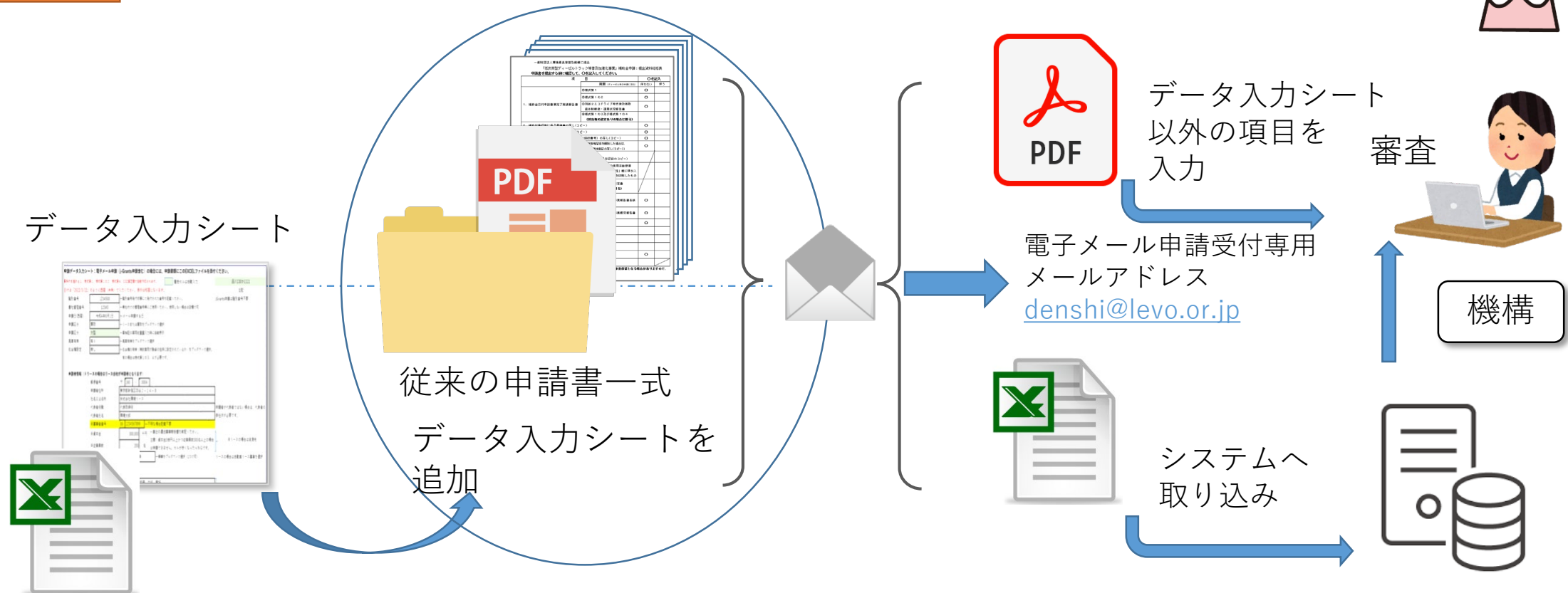
- 令和4年度から、電子メール申請によるメリットをさらに引き出すため「データ入力シート」を追加しました。
- データ入力シートへ入力することにより、別シートにある「様式第1」、「様式第1の2」、「様式第6」、「燃費改善及びCO2排出削減量の算定書」が自動作成できます。
- LEVOにおいても、データ入力シートから直接システムに取り込むことにより、誤入力が防止できます。

お願い

従前のPDF申請データに加え、可能であればデータ入力シート(EXCEL)をセットにしてメール送付ください。



お願いします



jGrantsによる申請について

昨年度と変更なし

- 本補助の申請をjGrants(デジタル庁の電子申請システム)で行うことができます。
- 下記URLを参照し、補助金一覧から「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の補助金」を選択して申請ください。 <https://jgrants.go.jp/>

このサイトは日本政府公式Webサイトです ▼

jGrants 補助金を探す 申請の流れ よくあるご質問 AI ログイン

申請の流れ

jGrants(J グランツ)で補助金を申請して受け取るまでには大きく3つのステップがあります。詳しくは補助金によって必要な手続きが異なります。

※jGrantsの詳しい使い方はマニュアルをご覧ください。

[事業者クイックマニュアル](#)

①申請
公募申請、交付申請

②事業実施
計画変更など手続き

③受け取り
実績報告、請求

①申請

1. 補助金を検索
申請したい補助金を「補助金を探す」から検索する。
2. G Biz I Dの取得/ログイン
申請したい補助金を見つけたら、G Biz I Dを取得して、ログインする。

- jGrantsは代理人による申請はできません。
- jGrants申請の場合、gBizIDプライムを使ってログインする必要があります。
- gBizIDの取得には3週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>
- gBizIDが取得できたら、jGrantsにログインし、「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」を選択して申請を開始してください。

gBizID 15/27

gBizIDプライム申請書作成

申請書作成 (情報入力) 申請書作成 (情報確認) 書類送付

gBizIDプライムのアカウント利用者は、「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」である必要があります。氏名・フリガナ・生年月日が一致している必要がありますので、基本情報をアカウント利用者情報にコピーしてください。SMS受信電話番号は、G Biz I D利用時の本人確認(ワンタイムパスワードの通知)に利用いたします。ご本人にてSMSの受信が可能な番号を登録してください。利用規約に同意の上、申請書作成ボタンを押下してください。

事業形態 ☒ 法人 ☐ 個人事業主

基本情報

法人番号 13桁の法人番号を入力してください。法人番号を入力し、『法人情報取得』ボタンを押下してください。下欄において法人名、法人所在地を自動入力します。※法人番号がわからない場合は、[国庫庁舎法人番号公表サイト](#)より、ご確認ください。※個人事業主の方は入力不要です。

法人名/番号 ※法人の方は入力不要です。

所在地 都道府県 市区町村 町名番地、ビル名等 ※法人の方は入力不要です。※印鑑証明書の通りに記載してください。

代表者名 姓 山田 名 太郎

代表者名フリガナ セイ ヤマダ メイ タロウ

代表者生年月日 1970 年 1 月 1 日 ※高麗で入力してください。

アカウント利用者情報

利用者氏名 姓 山田 名 太郎

利用者氏名フリガナ セイ ヤマダ メイ タロウ

利用者生年月日 1970 年 1 月 1 日 ※高麗で入力してください。

jGrants

ログイン

補助金の申請には、G Biz I DのgBizIDプライム (ID、パスワード等) が必要です。取得済みの場合はG Biz I Dでログインするボタンを押下し、ログインに進んでください。

G Biz I Dでログインする G Biz I Dを作成する

jGrants申請ご希望の事業者はお問合せ下さい

1. 識別番号発行依頼書、申請書の送付時は必ず申請者（担当者）がメール送付してください。
トラック販売会社等、代理人のメールアドレスからは受付ません。
2. 識別番号発行依頼書、申請書のFAXでの送付は受付ません。
3. 申請書はPDFデータでご送付ください。データシートはEXCELのまま添付してください。
※様式第1～第6をPDF化する際にデータシートも一緒にPDF化して構いませんが、
その場合も、EXCELファイルを添付下さい。
4. jGrants申請の場合識別番号は不要ですが、申請書はPDFで、データシートはEXCELで
アップロードください。
5. 捨印が押印された申請書をメールで送付されても、効力はありません。
不備が有った場合は差し替えをお願いいたします。

10. 当機構ホームページのご案内 申請書のダウンロードについて

- 申請書は、ホームページの「申請書類等」からダウンロードしてください。年度ごとに書式が変わっているので、**必ず今年度の申請書類をご使用ください。**
- 記入方法については、「申請書類等」に貼り付けてある「記入例」を参照ください。



ホームページの探し方

ヒント：検索エンジンで「**LEVO 補助金**」と入力して検索し、「一般財団法人環境優良車普及機構」をクリック

⇒「**低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業**」をクリック

https://www.levo.or.jp/...> r5_index

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

一般財団法人環境優良車普及機構

LEVOの事業

- 社会変革と物流・交通脱炭素化
- 低炭素型ディーゼルトラック普及
- 環境対応車導入事業
- 車両動態管理システムの導入
- 環境機器一般リース事業

社会変革と物流・交通脱炭素化促進事業

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（社会変革と物流・交通脱炭素化を）

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業を）

先進技術等導入促進事業

一般財団法人 環境優良車普及機構

HOME LEVOの紹介 お知らせ 環境優良車普及 環境機器普及 調査研究 ライブラリ

Home > 環境優良車普及 > 補助金執行事業 > 事業概要

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）では、環境省からの令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）を活用し、中小トラック運送業者について燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援し、低炭素社会の創出を促進する事業を実施します。

■補助対象
トラック運送事業者(中小事業者（資本金3億円又は従業員数300人以下）に限る。）又はトラック運送事業者(中小事業者)に車両をリースする事業者

■事業報告書等の提出
・エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書
・燃費改善効果及びCO2削減効果計算（当該年度及びその後1年間報告）

■補助対象車両と補助額
・車両総重量3.5t超の事業用車両(緑ナンバー)
・新車で令和5年4月3日から令和6年1月31日までに新車新規登録された車両
・平成27年度重量車燃費基準を大型車は+5%以上、中型車及び小型車は+10%以上達成した車両。
・具体的な対象車両区分と対象排出ガス規制識別記号、および補助額は下表のとおりです

車種区分 (車両総重量)	2015年度 燃費基準	基準額(万円)		備考 排出ガス規制 識別記号
		廃車有	廃車無	
大型 (12t超)	+10%以上	75	50	2RG・2TG
	+5%以上	50	37.5	2PG

Home > 環境優良車普及 > 補助金執行事業 > 申請書類等

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

申請書類等

申請書様式及び添付書類様式

【ご注意】 過年度の申請書は書式が異なりますので、使用しないでください。
電子申請方法についてはこちらをご参照ください。

No	書名	書式	手書き書式	記入
1	提出資料総括表	-	-	-
2	様式第1 (第5条関係)	交付申請書兼完了実績報告書	-	-
3	様式第1の2	<交付申請書兼完了実績報告書> 実績計画書	-	-
4	様式第6 (第11条関係)	精算申請書	-	-
5	別添	燃費改善及びCO2排出削減量の算定書 (導入車両) (廃車車両)	-	-

PDF形式のファイルをご覧になるためには、Adobe Readerアドビ・リーダー（無償）が必要です。

11. 総括表

廃車無し

廃車有り

リース

- 申請に必要な書類は、廃車の有無、買取・リースによって異なります。記入例を参考にして、総括表で必要書類の要否を確認してください。

詳細は提出資料説明版をご覧ください



一台につき一申請です。

- 申請書類が揃っていることが確認出来たら、
- この総括表も申請書と一緒に送付してください。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出
「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」補助金申請：提出資料総括表
申請書を提出する前に確認して、○を記入してください。

項 目	廃車（ディーゼル車の申請に限る）	○を記入
1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	①様式第1 ②様式第1の2 ③別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書 ④様式第1の3及び様式第1の4（抵当権の設定ありの場合に限る）	☐ 併用 ☐ 併用 ☐ 併用 ☐ 併用
2. 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）		☐
3. 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収証等）の写し（コピー）		☐
4. 補助対象車両の自動車検査証の写し（コピー）（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー））		☐
5. 廃車車両に係る書類等（※廃車を伴う場合に限る）	④登録事項等証明書（直近の現在記録及び保存記録のコピー） ⑤自動車リサイクルシステムHPの使用済自動車処理状況検索機能画面（「引取工程」欄に「入」が記入「引渡日」が記載されている）を印刷したもの	☐ 併用 ☐ 併用
6. 燃費改善及びCO2排出削減量の算定資料	燃費改善及びCO2排出削減量の算定書（※廃車を伴う場合に限る）	☐
7. 直近の事業年度の貨物自動車運送事業報告書の表紙及び事業概況報告書（第1号様式）資本金及び従業員数のわかる書類、または事業実績報告書（第4号様式）運輸支局またはトラック協会の受付日印が確認できること（コピー）	事業報告書表紙＋第1号様式または第4号様式	☐ 併用 ☐ 併用
8. 補助金精算払請求書（様式第6）		☐
9. 自動車賃貸借契約書の写し（コピー）（リースの場合のみ）		☐
10. リース料金算定根拠明細書（リースの場合のみ）		☐
11. 共同事業者名簿（共同で申請する場合に限る）		☐

注）提出資料が不足している場合には、受付されない或いは審査保留となる場合がありますので、十分留意願います。

コピー

- 問い合わせ対応のために、必ずお手元に控えを1部保管してください。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出
「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」補助金申請：提出資料総括表
申請書を提出する前に確認して、○を記入してください。

項 目	廃車（ディーゼル車の申請に限る）	○を記入
1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	①様式第1 ②様式第1の2 ③別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書 ④様式第1の3及び様式第1の4（抵当権の設定ありの場合に限る）	☐ 併用 ☐ 併用 ☐ 併用 ☐ 併用
2. 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）		☐
3. 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収証等）の写し（コピー）		☐
4. 補助対象車両の自動車検査証の写し（コピー）（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー））		☐
5. 廃車車両に係る書類等（※廃車を伴う場合に限る）	④登録事項等証明書（直近の現在記録及び保存記録のコピー） ⑤自動車リサイクルシステムHPの使用済自動車処理状況検索機能画面（「引取工程」欄に「入」が記入「引渡日」が記載されている）を印刷したもの	☐ 併用 ☐ 併用
6. 燃費改善及びCO2排出削減量の算定資料	燃費改善及びCO2排出削減量の算定書（※廃車を伴う場合に限る）	☐
7. 直近の事業年度の貨物自動車運送事業報告書の表紙及び事業概況報告書（第1号様式）資本金及び従業員数のわかる書類、または事業実績報告書（第4号様式）運輸支局またはトラック協会の受付日印が確認できること（コピー）	事業報告書表紙＋第1号様式または第4号様式	☐ 併用 ☐ 併用
8. 補助金精算払請求書（様式第6）		☐
9. 自動車賃貸借契約書の写し（コピー）（リースの場合のみ）		☐
10. リース料金算定根拠明細書（リースの場合のみ）		☐
11. 共同事業者名簿（共同で申請する場合に限る）		☐

注）提出資料が不足している場合には、受付されない或いは審査保留となる場合がありますので、十分留意願います。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出

「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」補助金申請：提出資料総括表
申請書を提出する前に確認して○を記入し、申請書に同封してください。

リースの場合

項 目	廃車の有無：該当する方を○で囲む⇒	廃車無し	廃車有り
①様式第1		☐	☐
②様式第1の2		☐	☐
③別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書		☐	☐
④様式第1の3及び様式第1の4（抵当権の設定ありの場合に限る）		☐	☐
2. 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）		☐	☐
3. 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収証等）の写し（コピー）		☐	☐
4. 補助対象車両の自動車検査証の写し（コピー）（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー））		☐	☐
5. 廃車車両に係る書類等（※廃車を伴う場合に限る）		☐	☐
④登録事項等証明書（直近の現在記録及び保存記録のコピー）		☐	☐
⑤自動車リサイクルシステムHPの使用済自動車処理状況検索機能画面（「引取工程」欄に「入」が記入「引渡日」が記載されている）を印刷したもの		☐	☐
6. 燃費改善及びCO2排出削減量の算定資料		☐	☐
燃費改善及びCO2排出削減量の算定書（※廃車を伴う場合に限る）		☐	☐
7. 直近の事業年度の貨物自動車運送事業報告書の表紙及び事業概況報告書（第1号様式）資本金及び従業員数のわかる書類、または事業実績報告書（第4号様式）。運輸支局またはトラック協会の受付日印が確認できること（コピー）		☐	☐
8. 補助金精算払請求書（様式第6）		☐	☐
9. 自動車賃貸借契約書の写し（コピー）（リースの場合のみ）		☐	☐
10. リース料金算定根拠明細書（リースの場合のみ）		☐	☐
11. 共同事業者名簿（共同で申請する場合に限る）		☐	☐

注）提出資料が不足している場合には、受付されない或いは審査保留となる場合がありますので、十分留意願います。

別紙2「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」

昨年度と変更なし 19/27

- 補助金の交付を受ける運送事業者の皆様には、燃費の良い車両を導入するとともに、**会社としてエコドライブに取り組み**、CO2の削減を図っていただきます。
- そのため、申請時に別紙2「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」を提出して、「**エコドライブの取り組み方策**」を報告して頂きます。
- まだ取り組みが完了していない場合は、該当欄に「△」を記載して申請することは可能ですが、**補助年度の翌年度終了時までには、エコドライブへの取り組みを完了させ、該当状況を「○」にして、機構に報告**していただきます。
- 申請時に、第三者認証取得済、または取り組みが完了し、該当状況が全て「○」となっている場合は、以降提出する必要がありません。
- 詳細は記載例を参照ください。

第三者認証を取得している場合は認証のコピーを添付してください

グリーン経営認証 登録証

別紙 2 記入例 第三者認証を取得済みの場合 申請日を記載 令和4年6月24日

エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

申請者(補助事業者) 氏名又は名称 ○○○株式会社
代表者の職・氏名代表取締役 環境 太郎
(署名は「〇」で済む)

役職名を忘れないこと

エコドライブを含む燃費改善の取組体制の構築・運用状況は以下のとおりです

項目	状況
1 取組体制に係る第三者認証の取得状況	以下のいずれかの第三者認証の取得 (該当するものに○) ISO14001 / グリーン経営認証 / 資源自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク) エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書 第三者認証の取得状況
2 取組体制の構築・運用状況	項目 状況 計画 計画名称 実施 実施年月 取組方針等の策定及び事業所への働きかけ・共有 運用対象事業所名称

第三者認証を取得している場合は、**2. 取組体制の構築・運用状況の記入は不要**

申請時に空欄等があり、該当欄が「△」だった項目は、補助の翌年度までに、「○」にして報告していただく必要があります

※申請書類等の記載例を参照ください。

2025年4月までに
取り組みを完了させて
報告してください

エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

申請者(補助事業者) 氏名又は名称 ○○○株式会社
代表者の職・氏名代表取締役 環境 太郎
(署名は「〇」で済む)

エコドライブを含む燃費改善の取組体制の構築・運用状況は以下のとおりであることを報告します。

項目	状況
エコドライブを含む燃費改善の取組体制の構築・運用状況	以下のいずれかの第三者認証の取得 (該当するものに○) ISO14001 / グリーン経営認証 / エコアクション21 / グリーン・エコプロジェクト(東京都トラック協会) エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書 第三者認証の取得状況
エコドライブを含む燃費改善の取組体制の構築・運用状況	項目 状況 計画 計画名称 実施 実施年月 取組方針等の策定及び事業所への働きかけ・共有 運用対象事業所名称

第三者認証を取得している場合は、**2. 取組体制の構築・運用状況の記入は不要**

注1) 既に構築・運用または該当している場合は○、今後1年以内に構築・運用または該当する場合は△を記載。

注1) 既に構築・運用または該当している場合は○、今後1年以内に構築・運用または該当する場合は△を記載。

エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書(別紙2)に記載する第三者認証について

20/27

- ・ISO14001
- ・グリーンエコプロジェクト(東京都・大阪府)
- ・Gマーク(貨物自動車運送事業安全評価事業)
- ・東京都貨物輸送評価制度
- ・エコアクション21
- ・北海道グリーン・ビズ
- ・名古屋エコドライブマスター認定制度
- ・京都エコドライブ事業所
- ・エコステージ
- ・群馬県環境GS認定制度・M-EMS(三重県)
- ・石川県エコドライブ推進事業所認定制度、
- ・エコドライブ推進事業所認定制度(石川県トラック協会)などがあります
- ・グリーン経営認証
- ・エコドライブ活動コンクール
- ・札幌エコメンバー登録制度
- ・名古屋市エコ事業所認定制度
- ・福岡県エコ事業所
- ・浜松市エコドライブ認定制度
- ・愛媛県エコドライブ推進事業所登録制度
- ・なごやSDGsグリーンパートナーズ(名古屋市)

その他該当の可否がわからないものが御座いましたら、お問合せください。

燃費改善及びCO2排出削減量の算定書

(廃車の有無にかかわらず提出)

昨年度と変更なし

- 本補助で導入した車両は、燃費基準を大型車は5%以上、中小型車は10%以上 上回る低燃費車です。
- 導入した低燃費車両で運行した場合、同様の運行を燃費基準車で行った場合と比較して、燃費が良い分、CO2排出量は削減されます。
- 本算定書では、**年間走行距離（予定）**、導入車両の**基準燃費**と**カタログ燃費値**を記入し、**どの程度CO2が削減できるかを予想**します。
- 年間走行距離（予定）は実態に合わせた距離を記入ください。**極端に多い距離を記入すると、実態とかけ離れた削減量になってしまいますのでご注意ください。
- 実際の燃費は、運行経路や積載量等、メーカーでの測定条件とは異なりますので、カタログ値とは異なりますが、エコドライブに取り組んだ結果であれば問題ありません。
- 廃車を伴う場合には、導入車両と廃車車両の両方を提出ください。廃車車両は専用シートをご使用ください。
- 詳細は記載例を参照ください。

燃費改善及びCO2排出削減量の算定書

導入車両

別添

社名: 環境優良運輸株式会社

登録先 ()

太枠内を記入

導入車両仕様

型式	2RG-ABC1AJJ	自動車検査証の型式を記入してください
車台番号	ABC1AJ-12345	自動車検査証の車台番号を記入してください
年間走行距離(予定)①	100,000 km/年	予定している年間走行距離を記入してください
2015年度燃費基準値②	4.04 km/L	右表を参考に燃費基準値を販売店にご確認の上記入してください (※小型の標準積載量の最大積載量に確認してください)
カタログ燃費③	4.46 km/L	導入車両のカタログ燃費値を記入してください
燃費向上率	10.4% 向上	$(\text{③}/\text{②}-1) \times 100$ (※EXCELの場合)
CO2削減量(予定)	6.01 t削減	$(\text{③}/\text{②}-1) \times \text{①} \times \text{CO2削減係数}$ (※EXCELの場合)

価格

車種	燃費	CO2削減量(予定)
小型	3.0km/L以下	1.0t削減
中型	7.5km/L以下	2.0t削減
大型	10.0km/L以下	3.0t削減
トラック	20.0km/L以下	4.0t削減

導入車両のCO2削減予定量が増えていますので、実態より多く記入しないでください。

トラックの場合は、車検証総重量の()内の数値を参照ください。

小型の基準値は車検証の最大積載量時とは異なる場合がありますので、どの燃費基準を記してください。

メーカーカタログ

最大積載乗車定乗車両総重量(kg)	性能
24,790	最小回転半径(m) 9.8
	燃料消費率(km/L)※1 4.46
	重量モード燃費値番 号 ②
	主要燃費改善対策 高圧燃料噴射

ご注意:燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果を確認することが、当

導入車両 廃車あり

12. 補助金交付決定後の義務(交付決定を受けたら)

補助金交付後、（様式第7）事業報告書の確認

補助対象事業者は、月別の燃費データを機構に提出していただきます

- 申請年度の新車新規登録月から3月末までの期間、四半期ごとに提出
- 翌年度は半期(6か月)ごとに提出

年度終了後
機構で作成した「様式第7 事業報告書」を
申請者に送付しますので、
「別紙2 エコドライブ等燃費改善取組体制
構築・運用状況報告書」とともにご確認
ください
別紙2は申請時に該当状況が全て○で
取り組みが完了している場合は送いません

環境優良車普及機構 宛
FAX:03-5341-4578

記入例

燃費データ報告書 〔2年度分〕

申請者の会社名
リースの場合は*貸渡先会社名も記載

社 名 : 環境オートリース株式会社

*貸渡先 :

低炭素運送有限会社

申請者の担当者名
と電話番号

担当者名 : 環境 優太郎

電話番号 : 03-0000-0000

LEVO管理番号 450000

当機構の6ケタ管理番号

車台番号 FTR0000-0000000

車両登録年月日及び番号 2023/8/24 横浜800あ0000

登録番号に変更がある場合は
変更後の番号を記載する。
備考欄には変更前の番号を記
載し、車検証を添付してください

〔月別燃費データ〕

1年度目

2023年度

2年度目

2024年度

年/月	走行キロ(km)	燃料使用量(ℓ)	燃費(km/ℓ)	年/月	走行キロ(km)	燃料使用量(ℓ)	燃費(km/ℓ)	備 考	
2023年	4月			2024年	4月			【走行実績なし月間・その他】 2023/8月 架装の補修等により運行 なし 2024/2月 事故修理により運行なし 【登録番号変更履歴】※要 車検証添付 2023/10/23 練馬800あ0000 変更	
	5月				5月				
	6月				6月				
	7月				7月				
	8月	0.0	0.0		8月				
9月	950.0	245.0	3.88	9月					
10月	810.0	207.1	3.91	10月					
11月	883.0	228.0	3.87	11月					
12月	906.0	231.0	3.92	12月					
2024年	1月	876.0	221.0	3.96	1月				
	2月	0.0	0.0		2月				
	3月	943.0	238.0	3.96	3月				
年度計	5,368.0	1,370.1	3.92	年度計					

1. 車両の「登録月」から各月の走行キロ、
燃料使用量を記載
2. 走行のない月はゼロを記載し、備考欄
に事由を簡略に記載
3. 報告2回目からは、前回報告データに
書き足す要領で記載

13.申請時のご注意（再度ご確認ください）

- 申請書類の正本1部を申請先である機構へ提出してください。なお、補助事業者は申請書類の写しを保管しておいてください。
- 鉛筆や消えるペンでの記入、修正液・修正テープでの修正、金額の訂正は受け付けません。
- 申請書、添付資料は両面印刷で提出しないでください。
- 提出書類はホチキス留めはしないでください。
- 必要な書類のないもの、要件を満たしていないものは審査対象外として不採択となりますので、ご注意ください。
- 一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。
- jGrants申請の場合は、申請書類をPDF化して、データ入力シートはエクセルのままでアップロードしてください。
- 識別番号を用いた電子メールによる申請も書類はPDF化して、データ入力シートはエクセルのままでお送りください
代表者印の省略が可能になりますが、訂正があった場合は捨印が無い場合再提出していただきます。

- (1) 提出資料総括表
- (2) 補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第1)、様式第1の2及び別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書
- (3) 様式第1の3及び様式第1の4(抵当権の設定ありの場合に限る。)
- (4) 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー) 見積書コピーは不要です
- (5) 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収証等)の写し(コピー) 金融機関の出納印が無いネット振込みの控えや通帳コピーは領収証の代わりになりません。
- (6) 補助対象車両の自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し(コピー)(所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証・自動車検査証記録事項及び移転登録後の自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し(コピー))
- (7) 廃車した車両の証明書類 記載内容が読み取れる鮮明なもの
 - ア 登録事項等証明書(直近の現在記録及び保存記録のコピー)
 - イ 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面(引取工程に○済が記載されているもの)を印刷したもの
- (8) 燃費改善及びCO2排出量削減算定書(廃車を伴う場合には廃車車両の直近1年間のデータ(当該データがない場合には現在所有の同区分の車両の1か月間の燃費データ(既存のものでも可)を年間換算したデータ)も記載すること。)
- (9) 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)の写し(コピー) なお、運輸支局等の受付日が確認できるもの。または直近の年度の事業実績報告書(第4号様式)の写し(コピー)なお、運輸支局等の受付日が確認できるもの 受付印が見にくい場合は、カラーコピーをお願いします。
- (10) 補助金精算払請求書(様式第6)
- (11) 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る。補助金がリース料金に反映されていること。原契約書+補助金が反映された覚書でも可)
- (12) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できること)
- (13) 共同事業者名簿(規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合に、共同事業者の団体等名称、事業実施責任者の氏名・役職名・連絡先を記載すること。)

14. 申請時のご注意（遵守事項）

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましては補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識されたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 補助金で取得した財産（取得財産等）を、処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する、廃棄等）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。



ご注意！

所有者（リースの場合は使用者）をグループ会社であっても別法人へ変更する場合は、財産処分に該当しますので、ご注意ください。

なお、機構は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

15. 当機構ホームページのご案内 よくある質問について

- 本補助金に関する、よくある質問をホームページにQ & Aとして掲載しています。
ご参照ください。



本事業へ応募を希望される方は、公募要領・交付規程に従い、申請書を作成してください。

○応募方法の詳細は、公募要領、交付規程、実施要領等をご確認ください。

○応募に必要な書類は、[申請書類等](#)からダウンロードしてください。

【注意事項】申請書を手書きにて記載される場合は、必ずボールペン等の黒色インクのペンを使用してください。くれぐれも、鉛筆又は記載後消去できるボールペンの使用はされないように、ご注意ください。

<公募要領・交付規程等>

[1.公募要領\(627KB\)](#)

[2.交付規程\(603KB\)](#)

[3.環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について\(202KB\)](#)

[4.実施要領\(230KB\)](#)

[5.交付要綱\(241KB\)](#)

<本事業への質問と回答>

[Q & A\(480KB\)](#)

<提出資料のチェックポイント及びサンプル>



一般財団法人

環境優良車普及機構

皆様の申請をお待ちしております

(本件に関する問い合わせ先)

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業

電話：03-5341-4577 FAX：03-5341-4578

E-Mail：hojokin@levo.or.jp